

第10回総会 令和3年3月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 それでは、総会に先立ちまして、3月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

今月は、農地法施行規則第29条の規定に係る届出（小規模転用）2件提出されていますので報告いたします。

1番を報告します。土地の所在は、大字上三財字〇〇番、地目：台帳・現況ともに田、面積2,035㎡の内46.5㎡、届出人は、大字上三財〇〇番地、〇〇、転用目的は、農業用駐車場46.5㎡を設置するためであります。現地を確認されています、〇〇委員に報告をお願いします。

12番 小規模転用の1番を報告します。配布された資料をご覧ください。申請人は、〇〇さんです。〇〇さんは、ハウスピーマン50a、ブドウ30a、水稻40a、WCS120aを作付けする大きな農家です。申請場所は、三財の〇〇公民館から南へ約300m行った所の農地となります。従業員も多く、農地道路の幅も狭いため、農作業用駐車場を設置するものであります。私も現地を確認していますので、ご報告いたします。

局長 次に2番を報告します。土地の所在は、大字三納字〇〇番他1筆、地目：台帳・現況ともに田、面積5,506㎡の内160㎡、届出人は、大字右松〇〇番地、〇〇、転用目的は、農業用倉庫及び駐車場160㎡を設置するためであります。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

11番 小規模転用の2番を報告します。お手元の資料を参照して下さい。申請場所は、三納の〇〇橋から南へ300m行ったところの農地です。申請人の〇〇さんは、カラーピーマン、WCSを作付けしている農家です。今回は、ピーマン栽培用のガスのヒートポンプのタンクや作業用資材の置き場として農業用倉庫を設置するもので、私も現地を確

認していますので報告します。

局長 また、相続届出 1 件、使用貸借合意解約 12 件、賃貸借合意解約 12 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和 2 年度第 10 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、農業委員 15 名、推進委員 16 名、合計 31 名の出席であります。本日の議案件数であります、5 件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。1 番 ○○委員、31 番 ○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 50 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 50 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、申請件数は議案書 1 ページの通り、2 件であります。

申請番号 1 番を説明します。申請者：鹿野田の○○、申請地：大字鹿野田字○○番、登記：畑、現況：宅地、面積 49 m²、申請内容・目的：進入路・駐車場用地、主な施設の内容：一般個人住宅進入路・駐車場の設置であり、既に進入路として利用していることで、始末書が添付されています。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

9 番 今回は、25 番、○○委員と私（9 番 ○○委員）が会長の命を受けまして、3 月 19 日午前 9 時より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、杉尾係長、中井主事同行のもと、農地法第 4 条 2 件、農地法第 5 条 3 件の現地調査を行いました。

順次報告しますので、皆さまのご審議よろしく申し上げます。

25 番 1 番を説明します。申請地は、都於郡地区の○○集落で、○○公民館から北東に約 150m 行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。

この申請地は、申請人の父が、昭和 25 年頃から、農地転用申請せずに進入路として利用していたもので、違反転用を是正し、新たに駐車場と進入路として利用するための転用申請です。この案件は、既に転用され、始末書が添付されていますので、皆さんご確認下さい。周囲は、東側は農地、西側は農地、南側は原野、北側は宅地となっています。雨水は、自然浸透及び西側道路側溝に放流します。転用に伴う周辺への土砂流出については、既に 50 年以上が経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされており、既に通路として使われています。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

18 番 説明では、雨水は自然浸透とのことですが、セメントも貼られている状況であれば、自然浸透は困難ではないですか。

事務局 進入路は、土や砂利敷きで長年利用されております。自然浸透されない雨水は、西側道路側溝に放流するとしています。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局 長 2 番を説明します。申請者：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 3、登記：田、現況：宅地、面積 91 m²、申請内容・目的：進入路、主な施設の内容：一般個人住宅進入路の設置であり、既に進入路として利用していることで、始末書が添付されています。

議 長 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

9 番 2 番を説明します。申請地は、〇〇集落で、〇〇医院南側の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。この申請地は、昭和 46 年頃、公衆用道路から居宅まで侵入する道路がなかったため、農地転用の申請をせずに道路を設置していたもので、違反転用を是正するための転用申請です。この案件は、既に転用されていますので、始末書が添付されています。皆さんご確認下さい。周囲は、東側は宅地、西側は水路、南側は宅地、北側は道路となっております。雨水は、道路側溝に放流します。転用に伴う周辺への土砂流出は、既に 40 年以上が経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。土地の周辺関係者等も既に道路として利用されていることを認識しております。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 51 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 51 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2 ページの通り申請件数は 3 件であります。

1 番を説明します。受人：佐土原町の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：新町〇〇番、登記・現況ともに田、面積 345 m²、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人住宅 1 棟の建築です。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

25 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇神社から北に約 250m 行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、一般個人用住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は道路、西側は道路、南側は宅地、北側は雑草地となっています。雨水は、雨水枡からの西側の市道側溝に流します。生活排水は、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出は、周辺にブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等の説明もなされています。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議よろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっております。

議長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番3他1筆、登記・現況ともに田、面積183㎡、申請事由：ダム放流警報無線局舎及びケーブル支柱用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：〇〇発電所ダム放流警報無線局舎（立野地点）及びケーブル支柱設置となっています。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

9 番 2番について説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落で、〇〇公民館から北へ250m行った所の農地となります。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。

申請人の〇〇が、〇〇さんから売買により、所有権移転を受け、ダム放流警報無線局舎及びケーブルを設置するために申請されたものです。周囲は、東側は堤防、西側は道路、南側は農地、北側は堤防となっています。雨水は、敷地内の側溝から東側の国管理の側溝に排水します。転用に伴う周辺への土砂流出は、境界周辺にコンクリートを貼り、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等の同意を得ているとのことです。この申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、公益性の高い事業と認められることから許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円です。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：岩爪の〇〇、渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番他2筆、登記・現況ともに畑、面積1,703㎡、申請事由：資材置場、倉庫、車両通路用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：資材置場・倉庫及び工事車両通路設置であります。既に一部資材置場として利用していたことで始末書が添付されています。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

25 番 3番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から北へ約800m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、申請されたものです。この申請地は、申請人が5年前から農地転用の申請をせずに、資材置場として使用していたもので、違反転用を是正し、新たに資材置場・倉庫、車両通路を設置するための転用申請です。この案件は、始末書が添付されていますので、皆さんご確認下さい。

周囲は、東側は農地、西側は宅地、南側は水路を挟んで農地、北側は原野と農地となっています。雨水は、申請地に数カ所雨水枡を設け、枡に集まった雨水は、南側、東側の水路に放流します。管理組合の同意も得ております。転用に伴う周辺への土砂流出については、現状地盤を元に造成するため、特に懸念する所はありません。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可やむな

しと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっております。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第52号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第52号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書3～4ページの通り、申請件数は4件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50aの要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

まず、1番から説明いたします。受人：穂北の〇〇、渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番19他7筆、登記・現況ともに畑、面積9,172㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 私が担当ですので、確認事項の説明を行います。

16 番 申請地は、〇〇線を茶臼原に向かう坂を登り切ってすぐ右側の農地となります。受人の〇〇さんは、茶臼原で、繁殖牛を70頭ほど飼育しております。農機具もトラクター、ローラー、軽トラ、ダンプ等農業に必要な機械は一式揃っております。農地法第3条の50a以上の作付けも何ら問題ありませんので、許可相当と判断しました。皆さまのご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 それでは、説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

12 番 申請事由が、渡人が管理困難で、受人が相手の要望とありますが、受人の規模拡大ではないのですか。

事務局 渡人の〇〇さんは、農業を営んでおらず、今後も営農されないことから、管理もできず農地を処分したいとのことで、〇〇さんとの交渉で今回の申請になったものであります。

16 番 最初の相談では、あっせんを考えていましたが、〇〇さんも相続で得た農地で、農業も営んでおられません。また農地の状況も山際であり、イノシシ等の害獣被害が懸念される農地で、管理も困難なことからなんとか処分をしたいとの相談が何度もあり、あっせんではなく農地法第3条による売買に至ったものであります。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番について説明します。受人：穂北の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積197㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 2番も私の方で、確認事項の説明を行います。

16 番 申請地は、穂北の〇〇集落の農地です。〇〇橋を渡って、〇〇線を約2km行って、坂道を登り切った左側の農地となります。申請地の周辺は、全て受人の〇〇さんの農地で、この一部に申請地である〇〇さんの農地が残っているため、山の中の農地なのですが、売買となったものであります。現在は、苗木が植えてあります。〇〇さんは、約1haの田畑を耕作されており、農業を営むための機械も一式揃っております。何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、10a当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番について説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他3筆、登記・現況とも田及び畑、面積5,486㎡、権利の内容：

贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 3 番を説明します。今回の申請は、鹿野田に住む〇〇さんから、宮崎市に住む〇〇さんへの贈与となります。〇〇さんは、〇〇さんの孫にあたります。圃場の場所は、鹿野田の〇〇に3反、三財の〇〇の〇〇そばに2筆、三財の〇〇に1筆あります。〇〇さんは、宮崎の会社勤めでありますが、土日等に西都に来られ、耕作されると聞いております。何ら問題がなく許可相当と判断しました。皆さまのご審議よろしく願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番について説明します。受人：新富町の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積522㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 4番を説明します。この案件は、三納の〇〇さんが、高齢でもあり、今後耕作、農地の管理が困難となったため、新富町で農業を営む〇〇さんへ贈与するものです。

申請地は、受人の義父、〇〇さんの家の真裏に位置し、進入路もなく、耕作者を見つけることが困難なため、新富で農業を営む息子嫁の〇〇さんが贈与を受け、規模拡大するものであります。農地法第3条の50a以上の作付け等何ら問題なく、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第53号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第53号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、まず初めに、所有権移転分から説明させていただきます。議案書5～6ページの通り4件の申請であります。

1番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1他

1筆、登記・現況ともに畑、面積7,916㎡です。

2番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1、

登記・現況ともに畑、面積3,556㎡です。

3番 受人：茶臼原の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番1他2

筆、登記・現況ともに畑、面積3,788㎡です。

4 番 受人：清水の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,993 m²です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については令和 3 年 4 月 5 日を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番から 4 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 53 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 53 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 7～10 ページの通り 6 件であります。

申請番号順に説明します。

1 番 受人：三宅の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 2 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 4,122 m²、令和 3 年 4 月から 10 年間の使用貸借権の新規設定です。

2 番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番 8 他

10 筆、登記・現況ともに田、面積 13,767 m²、令和 3 年 4 月から 11 ヶ月間の使用貸借権の新規設定です。

3 番 受人：清水の〇〇、渡人：平郡の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 959 m²、令和 3 年 4 月から 3 年間の賃貸借権の新規設定です。

4 番 受人：調殿の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 992 m²、令和 3 年 5 月から 5 年間の賃貸借権の新規設定です。

5 番 受人：南方の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1 他 4 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 2,831 m²、令和 3 年 4 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

6 番 受人：南方の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 3 他 5 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 4,156 m²、令和 3 年 4 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 4 月 5 日を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番から 6 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 54 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案同第 54 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書 11～37 ページの通り、合計 52 件あります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,959 m²、令和 3 年 5 月から 4 年 9 ヶ月間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 4 月 5 日を予定しております。

議 長 代表 1 番の説明がありました。1 番～52 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議 長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 27 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

1 番 _____

31 番 _____